平成２４年（フ）第１９３号
釧路市文苑２丁目15番５号　エステートＩＮリュミエール106号室
破産者　高橋　博章
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２０７７号
名古屋市熱田区南一番町５番28号
破産者　村田　公子
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３９８号
大阪府東大阪市俊徳町３丁目３番18号
破産者　藤原　治朗
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１０号
兵庫県宝塚市武庫川町４番３―510号
破産者　大村滿壽子
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２４年（フ）第４１号
徳島県板野郡北島町鯛浜字川久保191―２、前住所徳島県板野郡藍住町富吉字富吉24番地11、旧住所徳島県吉野川市鴨島町喜来１番地
破産者　井内　仁美
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４２号
徳島県板野郡藍住町富吉字富吉24番地11
破産者　岡村　和子
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２６号
徳島県板野郡板野町大寺字辻37番地１
破産者　築本　　治
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９０８号
北九州市小倉北区下富野３丁目４番54号
破産者　ヨシイポートデザインこと　吉井　司
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１５８号
佐賀県佐賀市神野東２丁目７番２―617号
愛ライフ、開始決定時の住所佐賀県佐賀市大和町大字尼寺2251番地２
破産者　山下　哲矢
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１７０号
富山県高岡市大町８番８号
破産者　佐武　康充
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第２５号
石川県小松市川辺町４番地84、破産手続開始決定時の住所石川県小松市矢田野町レ46番地１
破産者　表　　照子
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第１００号
石川県加賀市大聖寺敷地トの21番地の３
破産者　西田商店こと　西田　章三
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第３４６号
愛知県豊田市広川町10丁目70番地１　イーストリバー広川204号、前住所愛知県豊田市岩倉町鵜ケ瀬前５番地32
破産者　福元　浩二
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２６６号
長崎県長崎市音無町14番46号
破産者　小川　凱謦
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３５７号
長崎県西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷2374番地
破産者　永田　昌宏
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

免責許可決定

平成２５年（フ）第１６９号
栃木県真岡市台町2441番地３、前住所栃木県真岡市高勢町２丁目245番地
破産者　桑久保哲男
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１７０号
栃木県真岡市台町2441番地３、前住所栃木県真岡市高勢町２丁目245番地
破産者　桑久保美枝
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１８３号
栃木県宇都宮市越戸１丁目14番22号
破産者　羽鳥　健壽
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係